

第24回 玉村町農業委員会 議事録 （部会）

事務局長：ただ今から、第24回玉村町農業委員会の農地部会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会長：みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
麦刈りの時期も近くになってきました。大麦に小麦それぞれ6月の6日9日に行う。

事務局長：ありがとうございました。
それでは、農地部会長に進行をお願いいたします。

部会長：それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。
議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：議案第1号については農地法第3条の許可申請なので本会議で審議します。

議案第2号 農地法第5条の許可申請について説明します。

番号1 令和7年5月2日受付

この申請は売買による太陽光発電施設用地への農地転用です。

＜議案第2号 番号1の内容について説明＞

部会長：現地確認に行く前に何か質問はありますか。

7委員：太陽光発電や、その他申請人（受け人）については慎重に調査してほしい。

それでは、現地確認をお願いいたします。

＜現地確認に出発＞

（現地確認後）

部会長：現地確認お疲れさまでした。

それでは、議案第2号 番号1についてご意見ををお願いいたします。

＜意見なし＞

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、
部会としては、許可相当といたします。

部会長 : ご審議ありがとうございました。それでは、以上のことを委員会で報告させていただきます。これで部会を終了いたします。

玉村町農業委員会 議事録 (本会議)

事務局 : ただ今から、第24回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
麦刈りが始まる時期になりました。カントリーエレベーターの日程は、6/6ゆめかおり6/9がさとのそらです。

事務局 : ありがとうございました。
それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長 : 本日の出席委員は11名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、
今回は 12番 深町 委員 1番 山口 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局の関口主査を指名します。

議 長 : それでは、議事に入ります。
議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1 令和7年4月17日受付

この申請は売買による所有権移転の申請です。5月の総会で保留になった件の再審議になります。

<議案第1号 番号1の内容について説明>

以上で番号1の説明を終了します。

議 長 : それでは、議案第1号 番号1について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号１について、原案のとおり**許可**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成　ということで、番号１は原案のとおり**許可**と決定いたします。

議　長　：次に、番号２について、事務局より説明をお願いいたします。
番号２については、委員が利害関係人となりますので、一時退席をお願いします。

＜対象委員は一時退席＞

事務局　：　議案第１号番号２について説明いたします。

＜議案第１号番号２の内容について説明＞

以上で番号２の説明は終わりです。

議　長　：それでは、番号２について審議を行います。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手無し）

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号２について、原案のとおり**許可**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成　ということで、番号２は原案のとおり**許可**と決定いたします。

＜対象委員は席に戻る＞

議　長　：次に、議案第２号　番号１農地法第５条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　：議案第２号番号１農地法第５条の規定による許可申請について説明いたします。

番号１　令和７年５月２日受付

この申請は売買による太陽光発電施設用地への農地転用です。

<議案第2号番号1の内容について説明>

以上で番号1の説明は終わりです。

議 長 : それでは、議案第2号 番号1について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、
報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、
部会としては許可相当と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号1について、原案
のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号1は原案のとおり許可相当と決定いたします。

議 長 : 続いて、報告事項に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告いた
します。相続で4件受理しております。

報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報
告いたします。1件受理しております。

以上で報告事項を終わります。

議 長 : それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願いま
す。

<質疑応答>

それでは、報告事項について終了とします。

議 長 ：続いて、次第6その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局 ：○玉村カレーについて

- 収穫日についての予定日は6月26日（木）9時から。委員さんに通知する
予備日は27日
- たまねぎについては早急に収穫する必要があるため6/5の9時より委員のみで収穫する。

○仕分けの作業 7月3日（木）9時 営農センター 可能な方は協力願いたい。

議 長 ：以上で、本日の議題は全て終了いたしました。
進行を事務局にお返しいたします。

事務局長：これにて今月の農業委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。